

「豊田加茂地域リハビリテーション懇話会」会則

第1章 総則

第1条 この会を「豊田加茂地域リハビリテーション懇話会」という。

第2条 この会の事務局は豊田地域医療センターに置く。

第2章 目的

第3条 この会は、豊田市およびみよし市における地域リハビリテーションの活性化を促進し、地域包括ケアシステム構築の発展に貢献することを目的とする。

第3章 会員

第4条 この会の会員は、本懇話会の趣旨に賛同された懇話会参加者で構成することとする。

第4章 世話人会

第5条 この会に世話人会を置く。世話人会は、豊田市およびみよし市における急性期基幹病院、回復期病棟・地域包括ケア病棟を有する病院から選出された代表者各2名ずつ（ただし1名は医師とする）、および豊田市とみよし市において医療・介護・福祉分野で地域リハビリテーションを担っている事業体で構成される。また、世話人以外に事務局を置く。事務局は事務局長と若干の委員で構成される。

第6条 世話人会を構成する病院および事業体

世話人会を構成する病院を、豊田厚生病院、トヨタ記念病院、足助病院、豊田地域医療センター、みよし市民病院、斉藤病院、吉田整形外科病院、三九郎病院、豊田東リハビリテーション病院、豊田市子ども発達センターとする。医療・介護・福祉分野での事業体は豊田市社会福祉協議会、みよし市社会福祉協議会、豊田市療法士会、みよし市療法士会とする。またこの会の趣旨に賛同され、本世話人会への参加を希望される病院および医療・介護・福祉分野での事業体は、世話人会の承認を経て参加することができるものとする。

第7条 世話人会の議決

会の運営方針の決定および役員を選任は、世話人会での議決で行う。議決は世話人会を構成する病院および事業体ごとに1票の議決権とし、代表世話人と事務局長を加えた過半数の賛成で承認されることとする。また、世話人会は構成する病院および事業体数の過半数の参加で会の成立とする。

第8条 世話人会の役員を置く。役員は、代表世話人2名、事務局長1名、監事1名とする。代表世話人は、会の運営をサポートする補佐をおくことができる。

第9条 代表世話人は世話人の中から選任し、任期1年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 事務局長は、事務局を担当する委員から選任する。任期1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 監事は世話人の中から選任し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 代表世話人はこの会を代表し、世話人会や懇話会など、各会を召集する。

第13条 監事はこの会の会計監査を担当とする。

第14条 役員の任期は、4月1日から3月31日までの1年とする。

第5章 顧問

第15条 この会に顧問を置くことができる。

第16条 顧問は、代表世話人が世話人会の承認を得て委嘱する。

第17条 顧問は、世話人会に出席し、意見を陳べるることができる。

第6章 会計

第18条 この会の経費は講演会参加費、補助金、委託金、その他の収入をもって充てる。

附則

この会則は2019年4月1日より施行する。

附則

この会則は2019年11月9日より施行する。

附則

この会則は2021年3月13日より施行する。

豊田加茂地域リハビリテーション懇話会 事務局（豊田地域医療センター内）

〒471-0062 愛知県豊田市西山町3丁目30番地1

電話 0565-34-3000 FAX 0565-35-2841